

介護老人福祉施設みやうち（介護予防短期入所生活介護）利用料金表

令和3年8月1日現在

1.介護報酬に係るもの（1割負担）1日につき									
項目	区 分	要介護度	介 護 報 酬		利 用 者 負 担 額				
		区 分	単 位	金額（10割）	（1割）	（2割）	（3割）		
① 基本額	併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅰ） （従来型個室）	要支援1	446 単位	4,852 円	486 円	971 円	1,456 円		
		要支援2	555 単位	6,038 円	604 円	1,208 円	1,812 円		
	併設型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ） （多床室）	要支援1	446 単位	4,852 円	486 円	971 円	1,456 円		
		要支援2	555 単位	6,038 円	604 円	1,208 円	1,812 円		
※厚労省より、介護保険全サービスに新型コロナウイルス感染症対応特例評価として令和3年4月1日～9月30日までの間、基本額に0.1%上乗せされることとなっています。今後の状況により期間の延長・短縮など柔軟に判断が行われます。									
② 加算額	サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 常勤職員資格割合（1日につき）		18 単位	195 円	20 円	39 円	59 円		
	送迎加算 片道につき（1回につき）		184 単位	2,001 円	201 円	401 円	601 円		
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		合計単位数×10,88円×8.3%の1割～3割						
	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		合計単位数×10,88円×2.7%の1割～3割						
利用者負担の計算方法		①②の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×10,88円（川崎市の地域加算）－9～7割分（小数点以下切捨て）＝利用者負担。ただし金額は小数点以下切捨てなので、多少の誤差が出ます。							
2.その他の費用（利用者負担10割）									
・居住費（滞在費）					利 用 者 負 担 額				
個室（室料と光熱水費相当）（1日）					1,300 円				
多床室（室料と光熱水費相当）（1日）					1,110 円				
・食費（食材料費と調理に係わる費用）提供した食数で計算されます。 （内訳）朝食：450円 昼食：620円 夕食：530円（1日計）					1,600 円				
食費及び居住費のうち、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している食費及び居住費の負担限度額（次表）となります。					<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> 利用者負担額の負担割合は 負担割合証をご確認下さい。 負担割合証・負担限度額認定証は 更新ごとに、ご提示願います。 </div>				
利用者負担			居住費（滞在費）					食費	
			個室 多床室						
第1段階			320円 0円					300円	
第2段階			420円 370円					600円	
第3段階①			820円 370円		1000円				
第3段階②			820円 370円		1300円				
・理美容代（カット代）（1回）					1,500 円				
（顔剃り代）（1回）					500 円				
・通常の実施区域外への送迎費（川崎市外への送迎）					実費（公共交通機関相当額）				
・日用品費：セット料金（1日）					80 円				
内訳ー 歯磨き粉、歯ブラシ、洗顔・手洗い用石鹸、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、タオル各種、綿棒									
上記によらず、個別で使用する場合									
歯磨き粉（1本）					100 円				
歯ブラシ（1本）					200 円				
洗顔・手洗い用石鹸（1個）					100 円				
ティッシュペーパー（1箱）					100 円				
ウェットティッシュ（1箱）					400 円				
タオル各種（1枚）					250 円				
綿棒（50本入り）					150 円				
※施設での提供を希望せず、自ら持参する場合は料金の負担はありませんが、日常生活上必要な身の回り品は、不足の無いよう意願います。									
3.介護保険運営基準外の費用（利用者負担10割）									
・趣味・嗜好品・外注食・喫茶室の飲食代					実費（喫茶代100～500円位）				
・個人の都合で持ち込む電化製品の電気代					無 料				
・希望者を対象にした行事に係わる費用					実 費				
・個人の希望で遠方の病院などへ通院する際の送迎に要する費用					実 費（公共交通機関相当額）				
・通常の送迎の実施地域内で介護報酬上に定める事由外の送迎に要する費用					実 費（公共交通機関相当額）				

※おむつ代、日常生活上最低限必要な日用品費は介護報酬に係わる費用に含まれます。